○国土交通省告示第二百六十二号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十二日から三十日間国土交通省中部地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十二日　　国土交通大臣　太田　昭宏

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
近畿自動車道尾鷲多気線	三重県度会郡大紀町崎字沖田三九八三番から同県北牟婁郡紀北町紀伊長島区東長島字向田一二〇五番三まで	平成二十五年三月二十四日十五時

○国土交通省告示第二百六十三号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十二日から三十日間国土交通省九州地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十二日　　国土交通大臣　太田　昭宏

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
九州縦貫自動車道宮崎線	宮崎市清武町大字今泉字川平甲二九一三番一から同市清武町大字今泉字内平甲二一六七番一まで	平成二十五年三月二十三日十五時

○国土交通省告示第二百六十四号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十二日から三十日間国土交通省九州地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十二日　　国土交通大臣　太田　昭宏

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
東九州自動車道	宮崎市清武町大字今泉字穴ヶ迫甲二三七二番七から同市清武町大字今泉字柳ヶ谷乙一九二二番九まで	平成二十五年三月二十三日十五時

○東北地方整備局告示第八十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十二日から二週間国土交通省東北地方整備局及び同局青森河川国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十二日　　東北地方整備局長　徳山日出男

区分	間	敷地の幅員	延長
一　道路の種類	一般国道		
二　路線名	四十五号		
三　指定する道路の部分	青森県上北郡六戸町大字犬落瀬字堀切沢六〇番一一〇一から同郡東北町大字大浦字大沢二六番八二まで	一三・四〇～一四〇・九〇メートル	八・九四六キロメートル
四　指定する期日	平成二十五年三月二十二日		

○東北地方整備局告示第八十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十二日　　東北地方整備局長　徳山日出男

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　四十五号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
宮古市金浜第七地割八番一から同市築地二丁目三五番一まで	前	BA	九・〇〇～九・五〇〇メートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	BA	一一・五〇〇～一二・〇〇〇メートル	
	前	BA	九・〇〇～九・五〇〇メートル	
	後	BA	一一・五〇〇～一二・〇〇〇メートル	
宮古市金浜第七地割八番一から同市築地二丁目三五番一まで	前	BA	五九・五〇〇～六〇・一〇〇メートル	
	後	BA	七・一一八～七・一一八キロメートル	
	前	BA	五九・五〇〇～六〇・一〇〇メートル	
	後	BA	七・一一八～七・一一八キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局三陸国道事務所

○東北地方整備局告示第八十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十五号	宮古市松山第六地割一五番二から同市上鼻二丁目四〇番一まで	東北地方整備局及び同局三陸国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年三月二十三日十五時

○東北地方整備局告示第八十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百十二号	山形市飯田西四丁目四四一番五から同市桜田東二丁目一三番二九まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年三月二十二日

○東北地方整備局告示第八十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十二日　　東北地方整備局長　徳山日出男

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　四号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
郡山市安積町笹川字関谷田無番地から同市安積町笹川字蜂田五番一まで	前	一九・〇〇～二三・〇〇メートル	九八・五〇〇メートル	
	後		〇・六〇四キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局郡山国道事務所

○東北地方整備局告示第八十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四号	郡山市安積町笹川字関谷田無番地から同市安積町笹川字蜂田五番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	東北地方整備局及び同局郡山国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年三月二十二日